

4. 事務所変更登記完了届

寺院の位置は移動しないが、住居表示の実施等により、寺院の所在地の呼称、地番が変更される場合があります。この場合は、宗派への寺則変更承認申請及び所轄庁（都道府県知事）への規則変更認証申請は必要ありませんが、法務局（登記所）において変更登記をし、事務所の所在地が変更になった旨を宗派及び所轄庁に届け出なければなりません。

[寺院規程42、宗教法人法9・55]

[註] 他の都道府県内に境内建物を備える寺院は、所轄庁が文部科学大臣となります。
[宗教法人法5②一]

(1) 規則変更の手続き

- 当該寺院において、寺則第3条（事務所の所在地）を書き改めます。
- ⇒ 区市町村長から住居の表示が変更された旨の証明を受けます。
- ⇒ 法務局（登記所）において、主たる事務所の変更登記をします。

[註] 区画整理、町村合併等による行政区画の変更は、登記官が職権で変更を記載します。
[宗教法人法65、商業登記法26]

- ⇒ 『事務所変更登記完了届』を寺院活動支援部（一般寺院担当）宛に提出し、所轄庁にも登記簿謄本又は抄本を添えて規則変更の旨を届け出ます。

(2) 届出者 当該寺院の住職又は住職代務

(3) 添付書類 変更登記後の法人登記簿抄本